

米子市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に関する要綱

目次

第1章 総則（第1条－第5条）

第2章 適合性判定の手續等（第6条－第11条）

第3章 届出の手續等（第12条－第15条）

第4章 認定の手續等（第16条－第22条）

第5章 雑則（第23条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定、建築物の建築に関する届出並びに建築物エネルギー消費性能向上計画及び建築物のエネルギー消費性能の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、次項に規定するもののほか、法又は法に基づく命令に規定するところによる。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 適合性判定 法第12条第1項及び第2項並びに第13条第2項及び第3項の建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。
- (2) 届出 法第19条第1項の規定による届出をいう。
- (3) 計画認定 法第30条第1項又は第31条第1項の認定をいう。
- (4) 性能認定 法第36条第2項の認定をいう。
- (5) 消費性能基準 非住宅部分にあつては、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号イ又はロのいずれかに適合するものであることをいい、住宅の用に供する部分にあつては、同項第2号イ(1)及びロ(1)に適合するものであること又は同号イ(2)及びロ(2)に適合するものであることをいう。
- (6) 誘導基準 消費性能基準を超えるものであり、かつ、非住宅部分にあつては基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に適合するものであること又は同号イ(2)及びロ(2)に適合するものであることをいい、住宅の用に供する部

分にあつては同条第2号イ及びロに適合するものであることをいう。

(7) 認定基準 計画認定の場合にあつては、誘導基準並びに法第30条第1項第2号及び第3号に掲げる基準をいい、性能認定の場合にあつては、消費性能基準をいう。

(8) 登録住宅性能評価機関 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。

（簡易な評価方法として市長が定める方法）

第3条 米子市手数料条例（平成17年米子市条例第65号）別表建設部関係の項の表の61の項及び64の項の簡易な評価方法として市長が定める方法（第7条第2項第2号において「簡易評価法」という。）は、消費性能基準を用いて非住宅部分の評価を行う場合には基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準に、住宅の用に供する部分の評価を行う場合には同項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に、誘導基準を用いて非住宅部分の評価を行う場合には基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に、それぞれ適合することについて評価する方法をいう。

（工場その他市長が定める建築物）

第4条 米子市手数料条例別表建設部関係の項の表の61の項の市長が定める建築物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）における用途が工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供する建築物、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設であるものをいう。

（適合証）

第5条 米子市手数料条例別表建設部関係の項の表の64の項の法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類として市長が定めるものは、第17条第2号に掲げる図書をいう。

2 米子市手数料条例別表建設部関係の項の表の67の項の建築物エネルギー消費性能基準に適合することを証する書類として市長が定めるものは、第17条第1号に掲げる図書をいう。

第2章 適合性判定の手続等

（市長が必要と認める図書）

第6条 市長が行う法第12条第1項の適合性判定を受けようとする場合において、同項の規定により提出する建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）第1条第1項の市長が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

(1) 当該適合性判定を受けようとする建築物が省令の施行の際現に存するものである場合には、当該建築物が平成28年4月1日に現に存することを証する図書又はその写し

(2) 手数料額計算書（別記様式第1号）
（軽微な変更）

第7条 建築主は、市長が行う法第12条第1項の適合性判定を受けた場合において、省令第3条の軽微な変更があったときは、建築基準法第7条第1項の規定による申請時に、別記様式第2号に規定する説明書を添付しなければならない。

2 前項の軽微な変更のうち、省令第11条に規定する軽微な変更該当していることを証する書面の交付が必要なものは、再計算によって消費性能基準に適合することが明らかな変更（次に掲げる変更を伴うものを除く。）とする。

(1) 建築基準法における用途の変更
(2) 簡易評価法を用いる場合に選択した建物の用途の変更
(3) 評価方法の変更（軽微な変更に関する証明書の交付）
（軽微な変更に関する証明書の交付）

第8条 前条第2項の書面（市長が交付するものに限る。第3項において同じ。）の交付を受けようとする者は、軽微変更該当証明申請書（別記様式第3号）に当該変更に関する図書を添付して、これらを市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により提出する申請書及び図書の部数は、正本1部及び副本1部とする。

3 市長は、第1項の規定による申請に係る建築物エネルギー消費性能確保計画の変更について審査した結果、当該変更が前条第2項の書面の交付が必要なものに該当するときは、別記様式第4号に規定する証明書を交付するものとする。
（特定建築物に係る基準適合命令等）

第9条 法第14条第1項の規定による命令は、是正命令書（別記様式第5号）により行うこととする。

（国等に対する適合性判定に関する手続の特例）

第10条 第7条及び第8条の規定は、省令第7条第2項において準用する省令第3条の軽微な変更について準用する。

2 法第14条第2項の規定による要請は、是正要請書（別記様式第6号）により行うこととする。

（増改築の既存部分の取扱い）

第11条 建築物の増改築に係る適合性判定を行う場合における当該建築物の既

存部分の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 建築物の既存部分の設計一次エネルギー消費量は、当分の間、1.2と設定することができ、建築物全体の設計一次エネルギー消費量は、既存部分及び増改築部分の面積を按分^{あん}することにより算定することができる。この場合において、米子市手数料条例別表建設部関係の項の表の61の項の建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料の算定の対象となる床面積（以下この条において「手数料算定対象面積」という。）は、当該増改築部分の非住宅部分の床面積とする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、平成29年4月1日以降に適合性判定を行った建築物の増改築に係る適合性判定を行う場合には、当該建築物の既存部分の設計一次エネルギー消費量は、前回の適合性判定において算出した数値を使用することができ、建築物全体の設計一次エネルギー消費量は、既存部分及び増改築部分の面積を按分することにより算定することができる。この場合において、手数料算定対象面積は、当該増改築部分の非住宅部分の床面積とする。
- (3) 前2号の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、既存部分を含めた建築物全体を精査し、当該建築物全体の設計一次エネルギー消費量を算出することができる。この場合において、手数料算定対象面積は、全体の非住宅部分の床面積とする。

第3章 届出の手續等

（市長が必要と認める図書）

第12条 省令第12条第1項の市長が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 届出に係る建築物が省令の施行の際現に存するものである場合には、当該建築物が平成28年4月1日に現に存することを証する図書又はその写し
- (2) 設計内容説明書
- (3) 各種計算書
- (4) 付近見取図
- (5) 配置図
- (6) 仕様書（仕上表を含む。）
- (7) 床面積求積表
- (8) 用途別床面積表
- (9) 立面図（開放性を確認することができるもの）
- (10) 品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価書の写し又は型式住宅部分

等製造者認証書の写し（戸建て住宅に係るものであって、日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に規定する断熱等性能等級が等級4であり、かつ、同基準に規定する一次エネルギー消費量等級が等級4（当該届出に係る建築物が法の施行の際現に存する場合に限る。）又は等級5であるものに限る。）

(11) 一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度に基づく評価書（次に掲げる要件に該当するものに限る。）

ア 建築物全体を評価していること。

イ 一次エネルギー消費量基準に適合していること。

ウ 住宅にあっては、外皮基準に適合していること。この場合において、当該住宅が共同住宅であるときは、各住戸が外皮基準に適合していること。

（市長が不要と認める図書）

第13条 省令第12条第3項の市長が不要と認める図書は、前条第10号又は第11号に掲げる図書を添付した場合における、同条第2号、第3号及び第6号に掲げる図書とする。

（届出建築物に係る基準適合指示）

第14条 法第19条第2項の規定による指示は、別記様式第7号に規定する指示書により行うこととする。

（国等に対する届出に関する手続の特例）

第15条 法第20条第3項の規定による協議の求めは、別記様式第8号に規定する協議書により行うこととする。

第4章 認定の手続等

（実施機関の技術的審査）

第16条 計画認定又は性能認定の申請をしようとする者は、当該申請を行う前に、当該申請に係る建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画又はエネルギー消費性能が誘導基準又は消費性能基準に適合していることについて、住宅の用に供する建築物（非住宅部分を有するものを除く。）にあっては登録住宅性能評価機関の審査を、住宅以外の用に供する建築物又はそれぞれの部分を有する建築物にあっては登録建築物エネルギー消費性能判定機関の審査を受けることができる。

（市長が必要と認める図書）

第17条 省令第23条第1項又は第30条第1項の市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げる計画認定又は性能認定の申請の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 計画認定の申請

ア 誘導基準について前条の審査を受けた場合にあっては、当該審査を実施した登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が発行する誘導基準に適合していることを証する書類（以下「技術的審査適合証」という。）

イ 品確法第5条第1項の規定により登録住宅性能評価機関が発行する住宅性能評価書の交付を受けた場合にあっては、日本住宅性能表示基準別表1の(イ)項に掲げる事項のうち、5-1断熱等性能等級にあっては等級4と、5-2一次エネルギー消費量等級の(ニ)項にあっては等級4（当該申請に係る建築物が法の施行の際に現に存する場合に限る。）又は等級5と表示された品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の写し

(2) 性能認定の申請

ア 消費性能基準について前条の審査を受けた場合にあっては、技術的審査適合証

イ 法第30条第1項の認定を受けた旨の通知書の交付を受けた場合にあっては、当該通知書の写し及び検査済証の写し

ウ 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項の認定を受けた旨の通知書の交付を受けた場合にあっては、当該通知書の写し及び検査済証の写し

エ 品確法第5条第1項の規定により登録住宅性能評価機関が発行する住宅性能評価書の交付を受けた場合にあっては、日本住宅性能表示基準別表1の(イ)項に掲げる事項のうち、5-1断熱等性能等級にあっては等級4と、5-2一次エネルギー消費量等級の(ニ)項にあっては等級3（申請に係る建築物が法の施行の際に現に存する場合に限る。）、等級4又は等級5と表示された品確法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書の写し

（市長が不要と認める図書）

第18条 省令第23条第3項又は第30条第3項の市長が不要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 技術的審査適合証を添付した場合又は前条第2号イからエまでに掲げる書類の写しを添付した場合 省令第23条第1項の表に掲げる図書のうち、各部詳細図及び各種計算書並びに(ロ)項（当該建築物に住戸が含まれる場合にあっては、(ハ)項）に掲げる図書

(2) 前条第1号イに掲げる書類の写しを添付した場合 当該書類において明示することを要しない事項として指定されたものに係る図書

（認定しない旨の通知）

第19条 市長は、計画認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画又

は性能認定の申請に係るエネルギー消費性能が認定基準に適合しない場合は、別記様式第9号に規定する通知書により、申請者に対し、その旨を通知するものとする。

- 2 前項の規定は、法第31条第1項の認定をしない場合について準用する。
(報告の徴収)

第20条 計画認定を受けた者(以下「認定建築主」という。)は、当該計画認定に係る建築物の建築等の工事を完了したときは、別記様式第10号に規定する報告書により、市長に対し、その旨を報告しなければならない。

(改善命令)

第21条 法第33条の規定による命令は、改善命令書を交付することにより行うこととする。

(認定の取消し)

第22条 認定建築主は、当該計画認定に係る建築物の新築等を取りやめるときは、別記様式第11号に規定する申出書により、市長に対し、その旨を申し出なければならない。

- 2 法第34条の規定による計画認定の取消し若しくは法第37条の規定による性能認定の取消し又は前項の規定による申出による計画認定の取消しをするときは、別記様式第12号に規定する通知書により、認定建築主又は性能認定を受けた者に対し、その旨を通知するものとする。

第5章 雑則

(台帳の整備)

第23条 市長は、適合性判定及び届出に関する事務を処理するに当たっては、適合性判定台帳及び届出台帳を備え付け、必要な事項を記録するものとする。

- 2 前項の適合性判定台帳及び届出台帳の様式は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に、建築物エネルギー消費性能向上計画又はエネルギー消費性能が誘導基準(この要綱による改正前の米子市建築物エネルギー消費性能向上計画及び建築物のエネルギー消費性能の認定等に関する要綱第2条第2項第4号に規定する誘導基準をいう。)又は消費性能基準(同項第3号に規定する消費性能基準をいう。)に適合していることについて登録建築物調査機

関（同項第 8 号に規定する登録建築物調査機関をいう。）の審査を受けた建築物に係る計画認定（同項第 1 号に規定する計画認定をいう。）及び性能認定（同項第 2 号に規定する性能認定をいう。）については、なお従前の例による。